

※本書類は提出不要です

# ワンストップ特例申請書と確認書類の添付について

太枠内の記載内容に誤りがなければご確認ください。  
誤りがある場合は、二重線を引き、正しい内容を記載してください。

該当寄附の申請書を既にご提出済みの場合は、  
ご提出いただく必要はございません。

市町村民税 道府県民税 寄附金額控除に係る申告特例申請書

※印字されている内容に誤りがなければ確認し、違う場合は二重線で消し、訂正してご使用ください。

発行日	令和 年 月 日	整理番号	202006029130
ふるさと市長 殿		フリガナ	キフシャ タロウ
住所 (住民税が課税される住所)	〒810-0000 福岡県 天神通 福岡市中央区天神 0-0-0	氏名	寄附者 太郎
電話番号	08012345678	個人番号	
		性別	男
		生年月日	昭和43年5月1日

自治体名をご確認ください。

押印は不要です。

個人番号(12桁)をご記入ください。

令和4年4月1日以降のご寄附の場合は性別欄のご記入は不要です。

寄附をした翌年1月1日時点の住民税課税住所が記載されていることをご確認ください。  
内容に間違いがあった場合は訂正箇所<sup>2</sup>に二重線を引いて訂正してください。  
※1 この修正による、返礼品の配送先変更や書類の送付先変更はお受けできませんのでご注意ください。  
返礼品の配送先変更や書類の送付先変更をご希望の方は、別途ご連絡ください。  
※2 記載された住所の市町村に対し、自治体から税額控除のために通知を行います。

寄附年月日	令和00年00月00日	寄附金額	10,000円
-------	-------------	------	---------

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、①及び②に該当すると見込まれる者をいいます。  
① 地方団体に對する寄附金を支出する年の半分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者  
② 地方団体に對する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が以下であると見込まれる者をいいます。

確定申告をされない方はチェックをお願いします。

寄附をした自治体が5自治体以内の方はチェックをお願いします。

下記書類が確認できるように、コピーして、貼り付けてください。

※重ならないように四隅をテープで固定してください。  
※確認書類の氏名・住所・生年

確認書類は両方とも必要です。

① 個人番号確認書類 マイナンバーカード(裏面) ※個人番号のある面 マイナンバーカードをお持ちでない場合は↓ マイナンバー通知カード 通知カードの氏名、住所等が住民票の記載事項と一致しない場合は、マイナンバー通知カードは個人番号確認書類としてご利用できません。 ※個人番号が記載された住民票 上記いずれかのコピー	② 本人確認書類 ・マイナンバーカード(表面) ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳(カード型) ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳(カード型) ・在留カード ・特別永住者証明書 上記いずれかの顔写真付き書類のコピー ※上記をお持ちでない場合は、別紙説明書をご確認の上、必要書類をコピーして貼り付けてください。
--	--

個人番号(12桁)の記載がある書類のコピーを添付してください。

本人確認ができる書類のコピーを添付してください。

※寄附をした年の 翌年1月10日(必着)までにご提出ください。

確認書類追加貼り付け用紙

受付No. \_\_\_\_\_

個人番号確認書類 本人氏名 \_\_\_\_\_ 個人確認書類 \_\_\_\_\_

個人番号 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ 生年 \_\_\_\_\_

申請書下部の貼り付け位置に入り切らない書類を、重ならないように貼り付けてください。  
※印刷された年の 翌年1月10日(必着)までにご提出ください。

確認書類貼付け用紙

申請書の貼り付け欄に入り切らない確認書類は、  
同封の確認書類貼付け用紙に添付してください。

■ 確認書類追加貼り付け用紙に貼り付けできない場合  
住民票など、貼付けができない場合は、別紙にて送付をお願いします。